

宮津市公報

令和元年12月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 32 宮津市議会定例会の招集…………… 1
33 宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 …… 1
34 宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 …… 1
35 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 …… 2

公 告

- 34 宮津市職員採用試験【追加試験】実施要項…………… 2
35 公示送達…………… 7
36 公示送達…………… 7
37 公示送達…………… 7
38 公示送達…………… 7
39 農用地利用集積計画の縦覧…………… 7
40 条件付一般競争入札の実施（文珠第1処理分区マンホールポンプ設備工事）…………… 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 11

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 29 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧…………… 11
30 有権者総数の50分の1の数…………… 11
31 有権者総数の3分の1の数…………… 12
32 有権者総数の6分の1の数…………… 12
33 令和2年3月1日現在の選挙人名簿の登録を行う日の変更…………… 12

告 示

宮津市告示第32号

令和元年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和元年12月2日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

———— * * * ————

宮津市告示第33号

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年11月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 精神の機能の障害により建設工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第4条の見出し中「提出期限」を「提出期間」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項に」に、「6月30日まで」を「翌年の1月4日から同月末日までの間」に改める。

第8条中「翌年」を「第4条第1項の資格審査申請書の提出期間の属する年の翌々年」に改める。

第10条第1項及び第2項中「第3号まで」を「第4号まで及び第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定及び同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定並びに第10条第1項及び第2項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に資格審査の結果を通知した者に係る参加資格の有効期間について適用し、同日前に資格審査の結果を通知した者に係る参加資格の有効期間については、なお従前の例による。

———— * * * ————

宮津市告示第34号

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年11月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 精神の機能の障害により測量等業務の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第3条の見出し中「提出期限」を「提出期間」に改め、同条第1項中「市内業者（市内に営業所を有する者をいう。以下同じ。）にあつては毎年、市外業者（市内に営業所を有しない者をいう。以下同じ。）にあつては2年」を「3年」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項に」に、「6月30日まで」を「翌年又は翌々年の1月4日から同月末日までの間」に改める。

第7条中「市内業者にあつては翌年の3月末日、市外業者にあつては翌々年」を「第3条第1項の資格審査申請書の提出期間の属する年の3年後の年」に改める。

第9条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号の改正規定及び同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定並びに第9条第1項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に資格審査の結果を通知した者に係る参加資格の有効期間について適用し、同日前に資格審査の結果を通知した者に係る参加資格の有効期間については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第35号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

令和元年11月28日

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第132号

- 名称 株式会社アート
- 所在地 舞鶴市字小倉67番地の1
- 代表者 (変更前) 松本芳弘
(変更後) 松本昂司

公 告

宮津市公告第34号

宮津市職員採用試験【追加試験】実施要項

令和元年度宮津市職員採用試験【追加試験】を次のとおり実施します。

令和元年11月5日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方

建築技術職	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和2年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
社会福祉士	平成3年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方（令和2年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）
学芸員 （文化財専門職） 注1）	次のいずれにも該当する方 ① 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（大学院を含む。）において専門（考古学又は歴史学等）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方 ② 学芸員の資格を有する方（令和2年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）

(2) 社会人試験

試験区分	受験資格
保健師	次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（令和元年11月1日時点）
社会福祉士	次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（社会福祉士業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年11月1日時点）
学芸員 （文化財専門職） 注1）	次のいずれにも該当する方 ① 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学芸員資格を有する方 ② 博物館（類似施設含む。）や歴史・文化財系の調査研究機関（大学等を含む。）での職務経験(※)又は調査研究に従事した期間（発掘調査、文化財業務、博物館等における活動等の業務に限る。）の通算が5年以上ある方（令和元年11月1日時点）

※ 社会人試験における「民間企業等での職務経験期間」には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。

※ 「保健師」、「社会福祉士」及び「学芸員」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和2年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

注1）学芸員（文化財専門職）の業務は、埋蔵文化財の発掘調査を主として、市内の文化財の保全活用に係る業務等各種行政分野の事務等を予定しています。

(3) 採用予定者数（(1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数）

試験区分	採用予定者数	試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名	保健師	若干名
建築技術職	若干名	社会福祉士	若干名

土木技術職	若干名	学芸員 (文化財専門職)	若干名
-------	-----	-----------------	-----

2 試験の日時及び場所

区分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和2年1月11日(土) 午前8時30分(午前8時20分集合)	令和2年2月14日(金)※予定
場 所	宮津市福祉・教育総合プラザ (宮津シーサイドマートミップル内)	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)・適性検査
社会福祉士	一般教養試験・作文・適性検査
学芸員 (文化財専門職)	一般教養試験・作文・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間(高校卒、保健師は1時間30分)
建築 (大学、短大、高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法 規、建築施工
土木 (大学、短大、高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を 含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、令和元年11月5日以後に診断されたものに限る。)

②個別面接

③実技試験（学芸員のみ）

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
保 健 師	基礎教養試験・適応性試験・作文
社会福祉士	
学芸員（文化財専門職）	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分
作 文	作文については、下記の記入要領に基づき、 <u>試験日当日に持参し、提出してください。</u> 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、令和元年11月5日以後に診断されたものに限る。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

③実技試験（学芸員のみ）

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	1月下旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	2月中旬（予定）	

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、令和3年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和2年4月1日

7 受験申込みの方法

提出書類	≪一般試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出 ④資格・免許状の写し（下記職種受験者のみ） ・保健師…保健師免許状の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要） ・社会福祉士…社会福祉士資格の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要） ・学芸員…学芸員資格の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要）
	≪社会人試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可） ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。 ④職務経歴書 ⑤資格・免許状の写し（下記職種受験者のみ） ・保健師…保健師免許状の写し ・社会福祉士…社会福祉士資格の写し ・学芸員…学芸員資格の写し
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和元年11月5日(火)から令和元年12月20日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、12月20日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、12月26日(木)までに届かない場合は、総務課職員係(0772-45-1603)までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

9 給与等

(平成31年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	180,700円	161,300円	148,600円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(総務部総務課職員係)

第 2 次 試 験		総 合 順 位	(土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで)
-----------	--	---------	---

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館 3 階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の 1 直通番号 (0772) 45-1603

代表番号 (0772) 22-2121 内線231・232

【参 考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

————— * * * —————

宮津市公告第35号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年11月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

————— * * * —————

宮津市公告第36号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年11月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

————— * * * —————

宮津市公告第37号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年11月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

————— * * * —————

宮津市公告第38号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年11月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

————— * * * —————

宮津市公告第39号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元年11月 8 日付け宮農委第33号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年11月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和元年11月25日

至 令和元年12月9日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第40号

条件付一般競争入札の実施について

文珠第1処理分区マンホールポンプ設備工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月26日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 工事名 文珠第1処理分区マンホールポンプ設備工事

(2) 工事番号 宮下線30第1号

(3) 工事場所 宮津市字文珠地内

(4) 工事概要 マンホールポンプ設備

機械設備 一式

・汚水ポンプ 2台

・その他（配管類） 1式

電気設備 一式

・ポンプ制御盤（自立型） 1面

・引込開閉器盤（装柱型） 1面

・気泡式水位計（圧力式） 1組

・フロートスイッチ 1台

・その他（電線管類） 1式

(5) 工事期間 令和元年12月20日から令和2年3月25日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市企画財政部財政課（資産活用係）

宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 許可区分 特定建設業許可

(4) 総合評定値 640点以上

（機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P）

(5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者

(6) 施工実績 平成19年以降に元請負で、電動機出力0.4kw、吐出量0.071m³/min以上の自社製造のポンプ及び制御盤のマンホールポンプ設備工事の実績があること。

(7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社

と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第 3 条第 1 項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3 に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表

エ 工事の施工実績調書（別記様式 2）

3 に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも 1 件記載すること。

オ 配置予定技術者調書（別記様式 3）

3 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和元年 11 月 26 日（火）から令和元年 12 月 3 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

令和元年 11 月 26 日（火）から令和元年 12 月 12 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

閲覧場所 2 に示す担当課に同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和元年 11 月 27 日（水）から令和元年 12 月 3 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は令和元年 12 月 3 日（火）の午後 4 時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

令和元年 12 月 5 日（木）まで

ただし、郵送の場合は令和元年 12 月 5 日（木）の午後 4 時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

令和元年12月9日(月)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

令和元年12月13日(金) 午前11時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は1回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、5,713,400円(消費税含む。)とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第11号

令和元年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月19日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和元年11月22日(金) 午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第29号

平成30年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法(昭和24年法律第267号)第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

1 縦覧の期間 令和元年10月20日から11月3日まで

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1

(宮津市役所内)

宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

3 1 0 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

5, 1 6 5 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

2, 5 8 3 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第33号

令和 2 年 3 月 1 日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

- 1 登録を行う日 令和 2 年 3 月 2 日